

令和元年7月より

# 船橋市自立支援型介護予防ケアマネジメント事業をスタート

## ～介護予防ケアマネジメントの自立支援効果の向上を図ります～

市では、介護予防ケアマネジメントにおいて、要支援1・2の者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の自立支援と要介護状態の重度化防止、ひいては生活の質(QOL)の向上につなげることを目的とし、令和元年7月より、『船橋市自立支援型介護予防ケアマネジメント事業』を実施します。

同事業は、「Ⅰ. 自立支援ケアマネジメント検討会議」と「Ⅱ. 介護予防ケアマネジメントにおけるリハビリテーション専門職の同行訪問」の2つの事業を連動させながら下記のとおり実施します。

### Ⅰ. 自立支援ケアマネジメント検討会議

#### (1) 目的

地域のリハビリテーション専門職、保健師等専門職が参加・協働し、ケアマネジャーに対する介護予防ケアプランへの助言を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自ら望む暮らしをいつまでも続けられるよう、介護予防ケアマネジメントの自立支援強化を図ります。

#### (2) 会議の構成

##### ① 事例提供者等

担当ケアマネジャー、地域包括支援センター三職種、介護サービス提供事業所

##### ② 助言者

地域包括支援センターの主任ケアマネジャー・保健師、包括支援課職員

協力機関より：理学療法士、作業療法士 各1人

言語聴覚士・歯科衛生士・管理栄養士の内1人

#### (3) 開催頻度・時間・場所

水曜日(2時間以内/回)に定例開催 最大月4回

市役所本庁舎又は保健福祉センターにて開催

#### (4) 対象とするケアプラン

地域包括支援センター所属のケアマネジャーが作成するケアプラン

#### ◇介護サービス提供事業者さまへのお願い

自立支援ケアマネジメント検討会議には、介護サービス提供事業者のご担当の方にも参加していただくことを想定しています。

なお、当該事業所へは、担当の地域包括支援センターより個別に声かけさせていただき、事業の詳細について説明させていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(裏面に続きます)

## Ⅱ. 介護予防ケアマネジメントにおけるリハビリテーション専門職の同行訪問

### (1) 目的

介護予防ケアマネジメントのプロセスにおいて、リハビリテーションの理念を積極的に取り入れることで、利用者の生活機能の維持・向上の効果を高め、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにつなげることを目的とし、リハビリテーション専門職が直接ケアマネジャーに同行し利用者宅へ訪問し、利用者の心身機能や生活機能、環境等を評価しケアマネジャーに助言する体制を構築します。

また、リハビリテーション専門職が介護予防ケアマネジメントに関与することを通じて、ケアマネジャーの介護予防ケアマネジメント力の向上及びサービス提供事業者の資質向上を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

### (2) リハビリテーション専門職の職種

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

\* 1回の同行訪問につき上記いずれかの職種一人が訪問します。

### (3) 同行訪問の対象

同行訪問の対象となる場合は、次のとおりです。

- A. 自立支援ケアマネジメント検討会議にて同行訪問につながった(必要と判断された)場合
- B. ケアマネジャーがアセスメント時などに同行訪問を希望した場合

### (4) 同行訪問のフェイズ

介護予防ケアマネジメントのプロセスにおける以下のフェイズにおいて、リハビリテーション職が同行訪問し、助言します。なお、ケースの状況に合わせてどのフェイズに同行訪問する必要があるかを調整します。

- ① アセスメント訪問時
- ② サービス担当者会議時
- ③ 評価訪問時

サービス担当者会議時等にリハビリテーション専門職が同行する場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### \* 今後の展望

上記Ⅰ・Ⅱの事業は、中部及び南部地域包括支援センターの担当エリアのケアプランを対象としてスタートし、令和2年度以降は、市内全てのエリアのケアプランを対象に実施する予定です。

船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 包括支援課 地域包括支援係

☎ 047-436-2882      FAX 047-436-2885